

お客様 各位

消費税法改正に関するご案内

平素は、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

このたび消費税法が改正され、2014年4月1日より消費税率が5%から8%へ改定されます。つきましては、弊社におきましても、2014年4月1日以降のサービス提供、お買い上げ商品等に関し、新税率8%で消費税を申し受けることになりましたのでご案内申し上げます。

なお、消費税額変更に伴う契約書更改や覚書等の締結は、原則として省略させていただきます。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2014年3月

株式会社山陽セフティ